

従業員各位

令和 2 年 10 月 1 日  
株式会社 アイサス  
代表取締役 百成 公鋭

## 育児休業制度の利用について

はじめに

当社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに「育休復帰支援プラン」を作成し、同プランに基づく措置を実施します。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施します。

※注意

規定により育児休業を利用できない従業員がおられますので、総務担当に相談下さい。

【育児休業制度の利用方法について】

1. 産婦人科医から聞いた出産予定日を、できるだけ早く役員に連絡して下さい。
2. 出産予定日によって産前・産後休業の予定が分かります。  
※休業申出書を作成し、提出していただきます。  
(産前休業期間は 6 週間以内、多胎の場合は 14 週間以内、産後休業期間は 8 週間です。)  
その他、健康保険・厚生年金保険に関することなども相談できます。
3. 産後休業の後、育児休業をとることができます。  
※育児休業申出書を作成し、提出していただきます。取扱通知を交付します。  
(通常、育児休業は子供の 1 歳の誕生日の前日まで取ることができますが、詳しくは担当者にご相談下さい。)  
育児休業期間中の雇用保険や健康保険、厚生年金保険などに関することも担当者と相談できます。
4. 育児休業終了後の職場復帰後に、短時間勤務を希望する場合も、担当者に申し出下さい。